

## 富山県金融広報委員会の 2018 年度活動について<sup>1</sup>

日本銀行富山事務所は、「富山県金融広報委員会」<sup>2</sup>（以下、「委員会」という。）の事務局を担うとともに、富山県および北陸財務局富山財務事務所と共同で県民一人ひとりが「より自立的で安心かつ豊かな生活」の実現に繋がるよう、中立的な立場から、県民の皆様への金融知識の普及および県民の金融リテラシーの向上に取り組んでおります。

4 月 25 日、委員会の 2018 年度委員総会が開催され、2018 年度の活動方針が決議されましたので、その内容についてご紹介します。

### 1. 環境の変化等

今年度の金融広報活動を進めるに当たって念頭に置くべき金融・経済環境の変化は、①次期学習指導要領の実施に向け、所要の作業が進んでいること、②成年年齢を引き下げる（20 歳→18 歳）民法改正案の国会審議がスタートしたこと、③資産形成のための優遇税制の拡充等個人の資産形成を支援する各種体制が整備されたこと、④FinTech 等金融サービスの進化がみられること、です。

—— 次期学習指導要領は、小学校が 2020 年度、中学校が 2021 年度、高等学校が 2022 年度からそれぞれ実施の予定です。

—— 成年年齢の引き下げる民法改正は、2022 年 4 月施行の見込みです。

—— 個人特に若者の資産形成を支援すべく、2017 年に個人型確定拠出年金（「iDeCo」）の加入対象者が拡大されたほか、2018 年 1 月には「つみたて NISA」が開始されました。

また、「特殊詐欺被害」が引き続きみられているほか、その手口も多様化している点についても、引き続き留意が必要です。

—— 2017 年の県内の特殊詐欺被害<sup>3</sup>は、認知件数が前年を 2 件上回る 116 件、被害総額が前年から約 130 百万減少の 194 百万円。

<sup>1</sup> 本稿で示された意見等は筆者のものであり、日本銀行の公式見解ではありません。

<sup>2</sup> 金融広報委員会の組織は、中央組織「金融広報中央委員会」（事務局：日本銀行情報サービス局内）と地方組織である都道府県金融広報委員会に分かれ、互いに協力、協調しながら活動しています。都道府県金融広報委員会は、知事・副知事または日本銀行支店長が会長を務め、日本銀行支店・事務所または都道府県が事務局となっています（富山県金融広報委員会は、富山県知事が会長を務め、日本銀行富山事務所が事務局です）。愛称は「知るぽると」です（富山県金融広報委員会の愛称は、「知るぽると富山」）。

<sup>3</sup> 県内の特殊詐欺の被害状況等については、富山県警 HP の「特殊詐欺対策情報」（[http://police.pref.toyama.jp/cms\\_cat\\_police/102060](http://police.pref.toyama.jp/cms_cat_police/102060)）をご覧ください。

—— 被害者をみると、65 歳以上の高齢者が全体の 53%を占め、依然として高い状況にあるほか、40 歳以下の年齢層の被害が増加(35 件<前年比+21 件>)。

このような状況を踏まえると、学校段階での金融リテラシーの向上や大学生・若手社会人に対する資産形成に関する知識の普及への取り組みが重要であるほか、壮年層、高齢層への消費者教育を通じた金融リテラシーの向上による特殊詐欺への抵抗力の養成も必要です。

## 2. 基本活動方針

2018 年度については、「**広めようお金の知恵～生きる力、自立する力を高めるために**」<sup>4</sup>を基本方針に、①学校における金融・金銭教育、②一般向け金融知識の普及活動に引き続き取り組んでいきます。

—— 「金融・金銭教育」は、お金や金融の様々な動きを理解し、それを通じて自らが「社会の中での生きる力(より豊かな生活や社会を築くため、主体的に行動するしっかりとした意思決定の力を養っておくこと等)」を養う上で有効な手段と考えます。

—— こうした目的に向け学校や関係団体で金融教育を進めるに当たっては、金融広報中央委員会がこれまでの活動で蓄えてきた「金融教育学習プログラム」や様々な学校教育用の補助資料を活用することが効率的かつ実践的であるほか、各地金融広報委員会が委嘱している「金融広報アドバイザー」<sup>5</sup>の指導を得ることも有益です。

## 3. 重点施策

上記基本方針の下、今年度実施する主な施策は以下の通りです。

### (1) 学校における金融・金銭教育

① 金融教育研究校(富山県立上市高等学校、同氷見高等学校)および金銭教育研究校(砺波市立庄南小学校)における金融・金銭教育の実施をサポートするほか、当該校での教育の実践を核とし、指導者の育成強化を支援する。

—— 庄南小学校では、県内の教育関係者を対象とした「富山県金銭教育協議会」を開催するほか、児童向けの「金銭教育講座」および PTA 向けの講演会を実施。

② 金融教育研究校において「巣立ち教育」<sup>6</sup>を実施するほか、「巣立ち教育」

---

<sup>4</sup> 当該基本方針は 2017 年度と同様で、かつ金融広報中央委員会の基本方針とも同じです。

<sup>5</sup> 富山県金融広報委員会では、ファイナンシャルプランナー、税理士、司法書士、行政書士、消費生活相談員等金融に関する専門家 12 名を金融広報アドバイザーとして委嘱しています。

<sup>6</sup> 「巣立ち教育」とは、契約、ライフプラン、キャリア教育をテーマとして、お金の知恵や知識の普及を目的とする教育をいいます。

への認識を高めるべく、県内各地の教育委員会や高等学校への情宣に注力する。

- ③ 県内小・中・高等学校やPTA等を対象とした「マネー講座」、「金融教育セミナー」等の実施に向けた積極的な情宣活動を行うほか、金融広報アドバイザー等の専門家の派遣を行う。
- ④ 県銀行協会、県内金融機関、各種団体が主催する金融・金銭教育活動への資料、ノウハウの提供等の支援を行う。

## (2) 一般向け金融知識普及活動

- ① 社会人各層の多様な関心やニーズに応じた「出前講座」の実施（金融広報アドバイザーの派遣）のほか、情報提供等を実施する。
  - 上記対応により、金融リテラシー<sup>7</sup>の向上や特殊詐欺被害の防止を企図。
  - 「出前講座」等の実施に当たっては、市町村、消費生活センター、婦人会、公民館等への情宣活動を実施。
  - ラジオ、新聞のほか、インターネットコンテンツ等のメディアへの出演や記事掲載等により、委員会からの直接の情報提供も実施。
  - 県内各成人式での新成人向けパンフレットの配付。
- ② 金融経済講演会を4回（うち3回は共催）実施するほか、金融経済講座「知るぼると塾」を射水市で開催。
- ③ 大学生を対象として金融経済に関する講義を実施するほか、大学生向け金融教育の実施に関し情宣を行う。
- ④ 市町村等主催の消費者イベントへの参加を通じた金融広報に関するカタログ・パンフレットの配付。

## 4. 最後に

委員会の活動については、関係諸団体のご理解により、その認知度も高まってきていると考えております。もっとも、上述の通り、金融・経済の環境は常に変化しており、県民の方々の関心事項も変化、多様化しております。委員会といたしましては、引き続き、県民一人ひとりが「より自立的で安心かつ豊かな生活」の実現に向け取り組んでまいりますので、委員会への要望や「出前講座」の要請等があれば、何なりと事務局までご連絡いただくようお願いいたします（委員会のHP<sup>8</sup>もご覧ください）。

以 上

<sup>7</sup> 直近の「金融リテラシー調査」（2016年2～3月に金融広報中央委員会が実施し、同年6月公表）をみると、県民の金融リテラシーには改善の余地が相応にあるほか、金融トラブルに巻き込まれた経験者の割合も多い。詳細は2017年5月の所長メッセージ「富山県民の金融リテラシー向上に向けて」（<http://www3.boj.or.jp/toyama/pdf/mes1705.pdf>）参照。

<sup>8</sup> <http://www3.boj.or.jp/toyama/know/index.html>